

I 《被扶養者の認定基準と範囲》

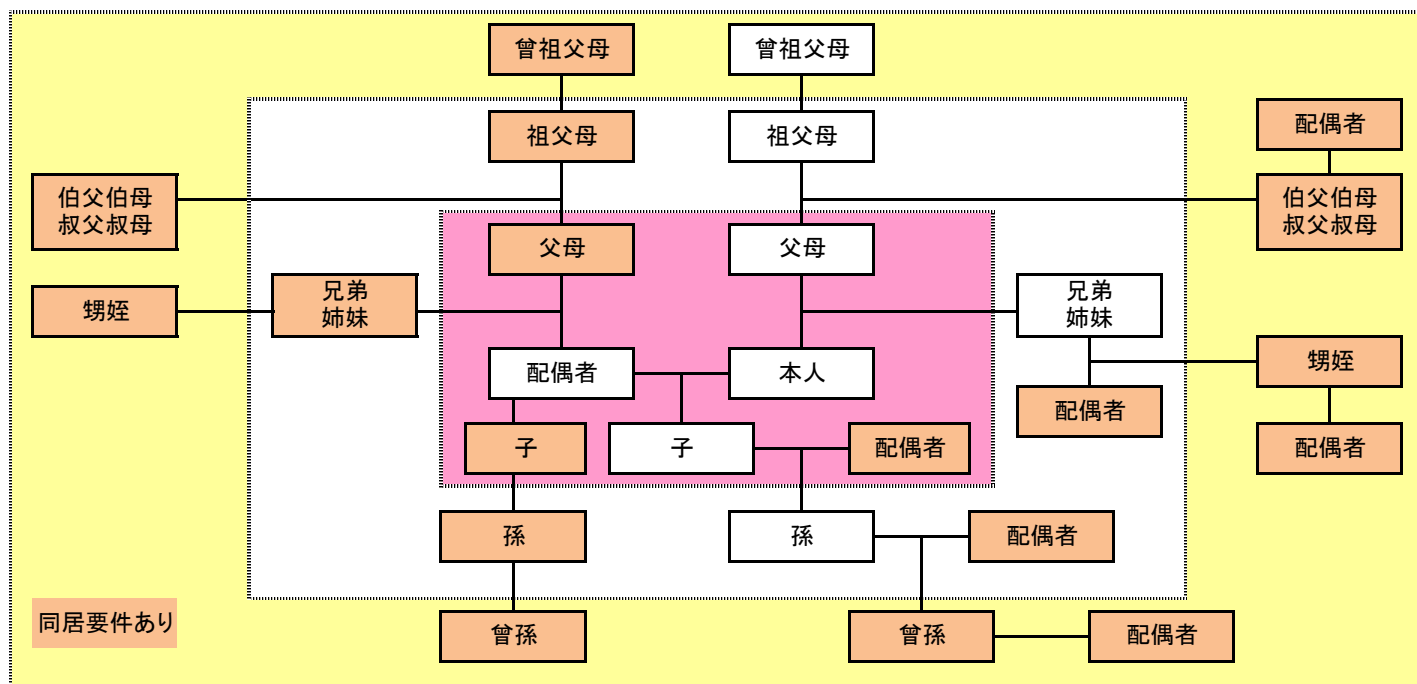
主として被保険者の収入によって生計維持されている75歳未満のご家族も健康保険に加入することができます。健康保険では「被扶養者」といい、病気やケガをしたり、出産や死亡した場合に、保険給付を受けることができます。また、40歳以上の方は特定健診(メタボ健診)も受けることができます。

●主な認定基準

認定対象者は主として被保険者の収入によって生計維持されている必要があります。
認定については、次の基準により判定します。

- (1) 75歳未満であること(後期高齢者医療制度該当者は除く)
- (2) 60歳未満の方は年収限度額130万円未満(月10万8千円程度)
- (3) 60歳以上または障害厚生年金を受けられる程度の障害者の方は年収限度額180万円未満(月15万円未満)
- (4) 被保険者と同居の方は被保険者の年収の2分の1未満の年収
- (5) 被保険者と別居の方は被保険者からの仕送額より少ない年収(毎月送金していることが条件です)
- (6) 認定対象者に配偶者がいる場合は、対象者夫婦の年収合算が(2)または(3)の年収限度額の合算より少なくかつ被保険者の年収より少ない
- (7) 被保険者の収入が最も多い(夫婦共働きなどの場合)

II 《扶養認定に必要な書類の例》



対象者が同一世帯の場合

130万円

対象者の収入	130万円未満	⇒ ○
被保険者の収入	1/2	⇒ ○
対象者の収入	130万円以上	⇒ ×
被保険者の収入	1/2	⇒ ×

対象者が同一世帯にない場合

130万円

【仕送りが不要なケース】
①単身赴任による別居
②子どもが学生で進学による別居

対象者の収入	130万円未満	⇒ ○
仕送額	仕送額未満	⇒ ○
対象者の収入	130万円未満	⇒ ×
仕送額	仕送額以上	⇒ ×
対象者の収入	130万円以上	⇒ ×
仕送額		⇒ ×

※認定対象者が60歳以上又は厚生年金の障害等級3級以上であるときは、図の「130万円」が「180万円」となる。

■被扶養者認定提出書類一覧表

※R6.6 改訂

認定対象者の続柄から該当する状況に応じて、●の提出書類を全て提出してください。なお扶養申請先は本社給与と社保チームとなります。

※配偶者がすでに被扶養者に認定されている方で「出生」を理由に子どもを入れる場合は、『現況書』『申立書』の提出は不要です。

認定対象者の状況			認定対象者		別世帯でもよい人										同一世帯が条件の人				書類取扱先		
					配偶者	父母	子		孫・弟妹		祖父母	兄・姉	甥・姪		義父母	伯父・叔母	伯父・叔母				
							中学生以下	高校生以上の学生	その他	中学生以下			高校生以上の学生	その他				中学生以下		高校生以上の学生	その他
提出書類																					
1. 認定対象者全員	異動届	原本	●全員																		当健保HP
	現況書 1/2・2/2	原本	●全員																		当健保HP
	扶養申請に係わる申立書	原本	●全員																		当健保HP
	国内居住、続柄確認のための書類 ①世帯全員の住民票（続柄記載あり） 提出日から90日以内に発行されたもの	原本	●全員																		市区町村
	②戸籍謄本または抄本 提出日から90日以内に発行されたもの	原本	▲被保険者が世帯主でない場合や別居の場合																		
2. 被保険者が寡婦(寡夫)、未婚の場合	扶養者異動申請書（1枚目）※配偶者の状況欄に記載世帯全員の住民票は、本籍筆頭者の記載があるもの	写し			●	●	●													事業所	
3. 扶養開始日から健保に提出するまでの期間が1ヶ月以上の場合	遅延理由書(事業所が用意するもの)	原本	▲提出遅延の場合																		事業所
収入がない	4 学生（全日制）	学生証（有効期限表示があるもの）又は在学証明書	写し	●			●			●						●				学校	
	5 去年から無収入	所得・非課税証明書（収入金額欄が記載されているもの）	原本	●	●			●		●	●	●			●	●	●			市区町村	
	6 個人事業を廃業した	個人事業の廃業届出書	写し	●	●			●		●	●	●			●	●	●			税務署	
	7 退職した人（雇用保険の受給を予定している）	離職票1・2又は雇用保険受給資格者証 ※雇用保険の日額がわかり次第、雇用保険受給資格者証（第1面～第4面）の提出	写し	●	●			●		●	●	●			●	●	●			ハローワーク	
	8 退職した人（雇用保険受給終了した）	受給終了日がわかる雇用保険受給資格者証（第1面～第4面）の両面	写し	●	●			●		●	●	●			●	●	●			ハローワーク	
	9 退職した人（雇用保険の受給延長をしている）	雇用保険延長通知書（これから延長する方は、退職証明書、退職時の源泉徴収票、離職票1・2などを先に提出し、延長通知書ができ次第追加）	写し	●	●			●		●	●	●			●	●	●			前勤務先、ハローワーク	
	10 退職した人（雇用保険を受給しない）	退職日が確認できる書類（退職証明書、退職時の源泉徴収票、離職票1・2など） ※現況書へ、雇用保険を受給しない詳細理由を記入例…雇用保険未加入、怪我のため働けない等	写し	●	●			●		●	●	●			●	●	●			前勤務先、ハローワーク	
	11 パート、アルバイトなどで働いている	年間収入が確認できる書類 ★1（直近3ヶ月分の給与明細書、就労間もない方は雇用契約書（時給、勤務時間、日数等が明記されたもの）等）	写し	●	●			●	●	●	●	●			●	●	●	●		勤務先	
	12 雇用保険受給中 ★2	雇用保険受給資格者証の両面（第1面～第4面）	写し	●	●			●		●	●	●			●	●	●			ハローワーク	
	13 自営業、フリーランス、農業などの個人事業	①確定申告書 ②所得税青色申告決算書（全4頁）または収支内訳書（全2頁）	写し	●	●			●		●	●	●			●	●	●			税務署	
収入がある	14 利子、配当などの収入がある	現況書2/2の⑦の空欄に種類を記入し、確定申告書 確定申告不要制度利用の方は、利子配当などの収入がわかるもの	写し	●	●			●		●	●	●			●	●	●			税務署	
	15 年金受給者（国民、厚生、基金、遺族、障害、恩給など）	名称問わず各種の年金額が確認できる書類（直近の年金裁定通知書、年金振込通知書など） ×源泉徴収票は不可	写し	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●		年金事務所	
	16 父母、義父母等（配偶者・子以外）	被保険者と扶養申請者以外で収入のある方が世帯にいる場合は、その方の年間収入が確認できる書類（学生は除く）	写し		●					●	●	●	●	●	●	●	●	●		市区町村、勤務先等	
	17 別世帯 ★3	仕送りの金額、継続が確認できる書類（直近3ヶ月分） ・預金通帳の写し（表紙及び送金の確認できるページ） ・振込明細の写し	写し	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●							
	18 子を扶養する（配偶者が被扶養者でない場合）	①配偶者の年間収入が確認できる書類（給与等支払証明書 など） ②夫婦共同扶養収入額確認表 ※被保険者が1か月以上育児休業を取得する場合は配偶者の勤務先で証明を受けてください	原本			●	●	●	●	●	●	●	●	●						勤務先、当組合HP	
	19 子を扶養する（配偶者が退職した場合）	退職日が確認できる書類（退職証明書・退職時の源泉徴収票など）	写し			●	●	●												前勤務先	
	20 子を扶養する（被保険者が未婚・寡婦の場合）	被保険者と扶養申請者以外で収入のある方が世帯にいる場合は、年間収入が確認できる書類（学生は除く）	写し			●	●	●												市区町村、勤務先等	
	21 認定対象者の父母、配偶者などの死亡により扶養異動する	死亡日が確認できる書類（死亡診断書、喪失理由が確認できる資格喪失証明書など）	写し		●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	医療機関、加入していた健康保険	
	22 内縁の妻（夫）	①戸籍抄本（被保険者と扶養申請者） ②内縁関係を証する書類 ③被保険者と扶養申請者以外で収入のある方が世帯にいる場合は、年間収入が確認できる書類（学生は除く）	原本	●																①市区町村 ③勤務先等	

必ず提出する書類

該当する方が提出する書類

★1 直近3ヶ月分の収入証明が取れない方や雇用契約書では収入額が判別できない方は、給与等支払証明書を勤務先（事業所）へ依頼してください。

★2 雇用保険受給中は、60歳未満の方は基本日額が3,611円/日以下、60歳以上又は概ね厚生年金保険法による障害年金の受給要件に該当する程度の障害である方は、4,999円/日以下の場合には受給期間中も被扶養者として認定されます。ただし、被保険者収入の1/2未満であること。

★3 別世帯の方は、扶養申請者の月収以上の金額を毎月仕送りしていることが必要です。また、仕送りの事実が確認できない場合は、認定することはできません。尚、被保険者の方が単身赴任による別居、扶養申請者が学生（全日制）による別居の場合は仕送りが確認できる書類の提出は必要ありません。

※ 個別事例によっては追加書類をお願いする場合がございます。